

基準該当短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）が開設する基準該当短期入所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う基準該当短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護の状態にある高齢者に対し、適正な基準該当短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 生活指導員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、市、指定居宅介護事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 戸倉短期入所事業所
- (2) 所在地 千曲市大字磯部1 1 1 0 番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 嘱託医 1名（非常勤）
協力医療機関で対応
- (3) 看護師 1名以上（機能訓練指導員と兼務）
- (4) 生活相談員 1名（兼務）
生活相談員は、基準該当短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、短期入所介護計画の作成等を行うとともに、自らも基準該当短期入所生活介護に当たるものとする。
- (5) 介護職員 1名以上（兼務）
- (6) 栄養士 （戸上デｲｰビスセンターで対応）
- (7) 事務職員 1名（兼務）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間 24時間とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、6名とする。

(内容及び利用料金等)

第7条 基準該当短期入所生活介護の内容は、利用者の心身の状況若しくは、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に世話をし、基準該当短期入所生活介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとし、基準該当短期入所生活介護が、法定代理サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項の他、利用に応じて次の料金を徴収する。

(1) 食費及び滞在費は、実費相当額とする。

(2) 上記の他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用を実費とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施地域は千曲市の区域とする。但し、会長が特に必要と認めた場合は、区域を越えて実施することができる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者に対し、適切な基準該当短期入所生活介護を提供するために、食堂、機能訓練室等の事務所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時における対応方法)

第10条 生活相談員等は、基準該当短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変や緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び管理者に報告するものとし、必要に応じ主治医若しくは嘱託医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害対策に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

(その他運営についての重要事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する義務を負う。
- 3 従業者であった者が退職後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は千曲市社協と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

